

厚生労働省発基0308第2号
平成31年3月8日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本 匠



別紙「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律第一条の規定による改正後の労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者については、賃金を同項第三号に規定する健康管理時間を除いて時間についての金額に換算して、最低賃金法第四条の規定を適用することとする。

二 最低賃金法施行規則第四条第一項の許可申請書について、社会保険労務士等が使用者に代わってその提出に関する手続を電子申請により行う場合には、当該使用者の電子署名及び電子証明書については、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることを証明する電磁的記録の送信をもって省略できることとする。

三 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。